

令和6年度川崎市H I V・梅毒即日検査・相談業務委託仕様書

1 目的

H I V・エイズや梅毒の早期発見及び感染予防を図るため各区役所保健所支所で、無料・匿名のH I V・梅毒等の検査・相談を実施している。事業の外部委託により、検査・相談の機会を確保し、早期発見及び普及啓発を図る。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託内容

H I V及び梅毒のまん延予防及び早期発見を目的に、受託者は以下の業務を行うものとする。

(1) 検査・相談についての広報

ポスター、リーフレット、インターネット、ホームページ等によって検査の広報を行う。広報の形態及び内容については必要に応じて委託者と相談及び協議を行うこと。

(2) 検査予約受付及び相談業務

ア 検査は原則事前予約制とし、電話及びインターネットにより受け付けること。

イ 検査申込みの際に付随した相談にも対応すること。

ウ 専用電話回線（電話番号）及び専用のインターネット予約システム（サイト）を設けること。

(3) 本業務を実施する医師、看護師、相談員等の従事者の選任及び報酬の支払い

安全に検査を実施するために検査の従事者を手配する。本業務を実施するために必要となる従事者を手配する。従事者は医師、看護師、相談員、その他業務を安全かつ適切に実施するために必要となる従事者を手配する。なお、従事者への報酬及び賃金、交通費等は受託者が直接支払うこと。

(4) 検査・相談会場の確保

検査・相談会場は、川崎市検査・相談室（川崎市川崎区砂子1-7-5タカシゲビル4階）又は川崎市指定箇所とする（委託者と受託者が協議の上、適切な会場を委託者が確保するものとする）。

【会場の目安】

- ・川崎市の所管する公共施設等であって、十分な期間（1年程度）をもって期間前予約又は優先予約等により会場が確定できる施設であること。
- ・十分な人数を収容できる待合室70㎡程度（普及啓発資材コーナーを含む）、受付スペース、相談室（判定保留又は陽性告知、カウンセリング、医療機関紹介等の一連の手続きを行う専用室を含む）、採血室（臥床採血用ベッドスペース及び採血待合スペ

ースを含む)、検査室、スタッフ控室が確保できること。

- ・展示ホールやギャラリー又は大会議室のような仕切りのない大きな空間である場合には、各部署を仕切りだすためのパーテーションや可動壁等があること。

(5) 検査・相談の実施

受託者は、検査・相談を実施するにあたり、検査受付、会場整理、採血、検体の採取、保管、検査、結果告知、医療廃棄物について以下のとおり実施する。

ア 検査は令和6年4月より開始とし、毎月1回、委託者が指定する場所で実施する。(原則として固定とする)

イ 各回定員は40名以上とすること。

ウ 感染症対策のため、密集・密接・密室の回避、安全な距離の確保、手指衛生、換気、マスクの着用及び咳エチケットの励行、受検者の検温等の対策を必要に応じて実施すること。

エ 受検者の受付を行い、問診票の記入をお願いする。検査は無料匿名で行うこと。混雑が見込まれる時には会場整理を行うこと。

オ 受検者から検体を採取する。対象者への接触は採取に必要な最低限度に留める。

カ 採取した検体を使い、即日検査を行うこと。

(ア) HIV即日検査は、イムノクロマト(IC)法によるHIV抗原・抗体検査を行う。

検体は全血を用い、試薬はダイナスクリーン HIV Combo 又は同等品を用いる。

(イ) 梅毒即日検査は、イムノクロマト(IC)法による梅毒抗体検査を行う。検体は全血を用い、試薬はダイナスクリーン TPAb 又は同等品を用いる。

キ 検査の結果に伴い、受検者に結果の告知を行うこと。

(ア) HIV即日検査判定保留者又は梅毒検査陽性者への対応

結果告知、医療機関の受診勧奨、医療機関の選定、紹介状の発行、初診予約の手続き、質疑応答や不安軽減等のための十分なポストカウンセリング、医療機関受診までの相談体制の構築と相談支援の提供、受診報告書等文書の作成、管理、保管等を必要に応じて行う。

(イ) 検査陰性者への対応

結果告知、ウインドウ期間の確認と期間を満たさない場合には再受検の勧奨、質疑応答や不安軽減等のための十分なポストカウンセリング、予防介入(感染を防止するための知識やスキルに関する指導助言・カウンセリング)等を必要に応じて行う。

ク 排出する医療廃棄物は、受託者が、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守する事業者を選定して契約を行い処理する。

(6) 研修

従事者に対し、検査・相談業務に関する研修等必要な研修を行う。

(7) 効果評価、年間実績報告

受託者は、全事業終了後30日以内に1年間の事業実績の総括並びに問診票やアンケ

ートの集計分析による効果評価を行い、その結果を掲載した年間実績報告書を作成の上、委託者へ提出するものとする。

4 経費

委託料には事業に伴う経費として以下の経費を含むものとし、受託者が用意する。

- (1) 医薬品、医療品、検査用品の購入及び保守管理料
- (2) 事務用品、工具器具備品の購入費及び保守管理料
- (3) 謝金・報酬・賃金等人件費及び交通費
- (4) 医療廃棄物及びその他の産業廃棄物の処理費
- (5) 事業に必要な電気、電話、システム、外注等の使用料
- (6) 検査会場及び機材、備品等の借用料
- (7) 機材運搬用の自動車関係費用（ガソリン代を含む）
- (8) 診療所開設等手続きに必要な費用
- (9) その他、普及啓発、広報宣伝、採用、会議交際等事業にあたって必要な費用

5 設備・備品

委託業務の履行に必要な設備・備品は川崎市のものを使用する。

6 支払方法

受注者は、委託業務完了報告書及び請求書を月毎に作成し提出する。受注者からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払いを行う。

7 その他特記事項

- (1) 検査・相談事業（告知業務等を含む）は無料で行うものとし、受検者からはいかなる対価をもいただいはいけない。
- (2) 委託者は、受託者の実施内容について疑義がある場合には、受託者に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

8 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 その他

本仕様書についての疑義又は定めのない事項については、委託者と受託者が誠意をもってその都度協議するものとする。